

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）の一部改正の新旧対照表

○平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編））

（赤字傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン （行政機関等・地方公共団体等編）</p> <p>目次 （略）</p> <p>第 1・第 2 （略）</p> <p>第 3 総論 第 3-1～第 3-3 （略） 第 3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置 (1)・(2) （略） (3) 罰則の強化 行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び「住民基本台帳法」（昭和42年法律第81号）においては、正当な理由なく個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で保有個人情報を提供又は盗用したとき、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用したとき等に罰則が科されることとされているが、番号法においては、類似の刑の上限が引き上げられている等罰則が強化されている（番号法</p>	<p style="text-align: center;">特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン （行政機関等・地方公共団体等編）</p> <p>目次 （略）</p> <p>第 1・第 2 （略）</p> <p>第 3 総論 第 3-1～第 3-3 （略） 第 3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置 (1)・(2) （略） (3) 罰則の強化 行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び「住民基本台帳法」（昭和42年法律第81号）においては、正当な理由なく個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で保有個人情報を提供又は盗用したとき、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用したとき等に罰則が科されることとされているが、番号法においては、類似の刑の上限が引き上げられている等罰則が強化されている（番号法</p>

改正後

第48条から第55条まで)。

なお、次表①から⑤までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用される(同法第56条)。

項番	行為	番号法	同種法律における類似規定の罰則	
			行政機関個人情報保護法 [独立行政法人等個人情報保護法]	住民基本台帳法
① ～ ⑦	(略)	(略)	(略)	(略)
⑧	偽りその他不正の手段により <u>個人番号カード</u> を取得	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第55条)	(略)	(略)

第3-5～第3-7 (略)

第4 各論

第4-1・第4-2 (略)

第4-3 特定個人情報の提供制限等

第4-3-(1)・第4-3-(2) (略)

改正前

第48条から第55条まで)。

なお、次表①から⑤までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用される(同法第56条)。

項番	行為	番号法	同種法律における類似規定の罰則	
			行政機関個人情報保護法 [独立行政法人等個人情報保護法]	住民基本台帳法
① ～ ⑦	(略)	(略)	(略)	(略)
⑧	偽りその他不正の手段により <u>個人番号カード等</u> を取得	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第55条)	(略)	(略)

第3-5～第3-7 (略)

第4 各論

第4-1・第4-2 (略)

第4-3 特定個人情報の提供制限等

第4-3-(1)・第4-3-(2) (略)

改正後	改正前
<p>第4-3-(3) 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供</p>	<p>第4-3-(3) 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供</p>
<p>(関係条文) (略)</p>	<p>(関係条文) (略)</p>
<p>1 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携</p> <p>A 情報提供ネットワークシステム（番号法第21条、第26条） 「情報提供ネットワークシステム」とは、番号法第19条第7号又は第8号の規定に基づき、同法第2条第14項に規定する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。以下同じ。）の間で、特定個人情報を安全、効率的にやり取りするための情報システムであり、総務大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものである。</p> <p>行政機関等及び地方公共団体等は、同法第19条第7号の規定及び別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会者として他の個人番号利用事務実施者から個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を受け、又は情報提供者として他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報を提供することとなる。また、同法第19条第8号の規定及び個人情報保護委員会規則に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、条例事務関係情報照会者として条例</p>	<p>1 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携</p> <p>A 情報提供ネットワークシステム（番号法第21条、第26条） 「情報提供ネットワークシステム」とは、番号法第19条第7号又は第8号の規定に基づき、同法第2条第14項に規定する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。以下同じ。）の間で、特定個人情報を安全、効率的にやり取りするための情報システムであり、総務大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものである。</p> <p>行政機関等及び地方公共団体等は、同法第19条第7号の規定及び別表第2に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会者として他の個人番号利用事務実施者から個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を受け、又は情報提供者として他の個人番号利用事務実施者に対し特定個人情報を提供することとなる。また、同法第19条第8号の規定及び個人情報保護委員会規則に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、条例事務関係情報照会者として条例</p>

改正後	改正前
<p>事務関係情報提供者から条例事務を処理するために必要な特定個人情報^(注)の提供を受け、又は条例事務関係情報提供者として条例事務関係情報照会者に対して特定個人情報^(注)を提供することも認められる。このような情報のやり取りを情報連携という。</p> <p>行政機関の長等においては、それぞれ設置される中間サーバー等（中間サーバーに相当する機能を有する既存業務システムを含む。）を通じて情報提供ネットワークシステムにアクセスし、同法別表第2の第4欄に掲げられた特定個人情報について、原則としてシステム上自動的に照会・提供を行うこととなる。したがって、こうしたシステムの管理についての環境を整備することが必要となる。</p> <p>また、情報提供ネットワークシステムを使用することができるのは、行政機関の長等に限られる。したがって、行政機関等及び地方公共団体等から個人番号利用事務の委託を受けた者（法令の規定により、同法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者及び同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者を除く。）は、<u>情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことはできない。</u></p> <p>(注) (略)</p> <p><u>〈参考〉取得番号の取扱いに係る留意事項</u></p>	<p>事務関係情報提供者から条例事務を処理するために必要な特定個人情報^(注)の提供を受け、又は条例事務関係情報提供者として条例事務関係情報照会者に対して特定個人情報^(注)を提供することも認められる。このような情報のやり取りを情報連携という。</p> <p>行政機関の長等においては、それぞれ設置される中間サーバー等（中間サーバーに相当する機能を有する既存業務システムを含む。）を通じて情報提供ネットワークシステムにアクセスし、同法別表第2の第4欄に掲げられた特定個人情報について、原則としてシステム上自動的に照会・提供を行うこととなる。したがって、こうしたシステムの管理についての環境を整備することが必要となる。</p> <p>また、情報提供ネットワークシステムを使用することができるのは、行政機関の長等に限られる。したがって、行政機関等及び地方公共団体等から個人番号利用事務の委託を受けた者（法令の規定により、同法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者及び同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者を除く。）は、<u>情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことはできない。</u></p> <p>(注) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>情報連携に必要な情報提供用個人識別符号（番号法第21条の2第1項に規定する情報提供用個人識別符号をいう。）の取得に当たって用いられる符号である取得番号（同条第2項に規定する取得番号をいう。）に関しては、同条第3項において、「情報照会者等（情報照会者又は情報提供者をいう。）及び総務大臣は、情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を行う目的の達成に必要な範囲を超えて、取得番号を保有してはならない」旨、及び同条第6項において、「取得番号の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該取得番号を保有してはならない」旨、それぞれ規定されている。</u></p> <p><u>したがって、情報照会者等及び総務大臣並びに取得番号の提供を受けた者は、情報提供用個人識別符号の取得後、当該情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を処理する必要がなくなった場合で、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、取得番号を削除する必要がある。</u></p> <p>B（略） 2・3（略） 第4-3-(4)（略）</p> <p>第4-3-(5) 本人確認</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（関係条文） （略）</p> </div>	<p>B（略） 2・3（略） 第4-3-(4)（略）</p> <p>第4-3-(5) 本人確認</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（関係条文） （略）</p> </div>

改正後	改正前
<p>● 本人確認（番号法第16条） 本人確認については、番号法、番号法施行令、番号法施行規則及び個人番号利用事務実施者が認める方法に従うこととなるため、適切に対応する必要がある。</p> <p>〈参考1：本人確認の概要〉 番号法、番号法施行令及び番号法施行規則における本人確認の概要は、次のとおりである。この項目において、「法」は番号法、「令」は番号法施行令、「規」は番号法施行規則をいう（番号法施行規則第1条第1項第1号の場合は、「規1①一」と表記する。）。</p> <p>① 本人から個人番号の提供を受ける場合 i (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>● 本人確認（番号法第16条） 本人確認については、番号法、番号法施行令、番号法施行規則及び個人番号利用事務実施者が認める方法に従うこととなるため、適切に対応する必要がある。</p> <p>〈参考〉 番号法、番号法施行令及び番号法施行規則における本人確認の概要は、次のとおりである。この項目において、「法」は番号法、「令」は番号法施行令、「規」は番号法施行規則をいう（番号法施行規則第1条第1項第1号の場合は、「規1①一」と表記する。）。</p> <p>① 本人から個人番号の提供を受ける場合 i (略)</p> <p>ii 通知カードの提示を受ける場合 <u>「通知カード」＋「本人の身元確認書類」</u> <u>(法16)</u> <u>(規1①)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> → <u>運転免許証等（規1①一、二）</u> <ul style="list-style-type: none"> ↳ <u>困難な場合（規1①三）</u> <ul style="list-style-type: none"> ↳ <u>財務大臣等の特則（規1③一から四まで）</u> <ul style="list-style-type: none"> ↳ <u>困難な場合（規1③五）</u> → <u>特定の個人と同一の者であることが明らかな場</u>

改正後	改正前
<p>ii i 以外の場合</p> <p>(i) 書類の提示を受ける場合等</p> <p>「番号確認書類」 + 「本人の身元確認書類」</p> <p>(令12①一) (令12①二)</p> <p>↳ 住民票の ↳ 運転免許証等 (規1)</p> <p>写し等</p> <p>↳ 困難な場合 (規2①)</p> <ul style="list-style-type: none"> ↳ 困難な場合 (規2③) ↳ 財務大臣等の特則 (規2④) ↳ 電話による場合 (規2⑤) ↳ 特定の個人と同一の者であることが明らかでない場合 (規2⑥) <p>(ii) 電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合</p> <p>個人番号カードのICチップの読み取り、電子署名等の送信、個人番号利用事務実施者による地方公共団体情報システム機構への確認等 (規3)</p> <p>② 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合</p> <p>i 書類の提示を受ける場合等</p> <p>「代理権確認書類」 + 「代理人の身元確認書類」 + 「本人の番号確認書類」</p> <p>(令12③一) (令12③二) (令12③三)</p> <p>↳ 戸籍謄本、 ↳ 個人番号カード、 ↳ 本人に係る</p> <p>委任状等 運転免許証等 個人番号カード等</p> <p>(規6①一、二) (規7①) (規8)</p>	<p style="text-align: center;"><u>合(規3⑤)</u></p> <p>iii i、ii 以外の場合</p> <p>(i) 書類の提示を受ける場合等</p> <p>「番号確認書類」 + 「本人の身元確認書類」</p> <p>(令12①一) (令12①二)</p> <p>↳ 住民票の ↳ 運転免許証等 (規2)</p> <p>写し等</p> <p>↳ 困難な場合 (規3①)</p> <ul style="list-style-type: none"> ↳ 困難な場合 (規3②) ↳ 財務大臣等の特則 (規3③) ↳ 電話による場合 (規3④) ↳ 特定の個人と同一の者であることが明らかでない場合 (規3⑤) <p>(ii) 電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合</p> <p>個人番号カードのICチップの読み取り、電子署名等の送信、個人番号利用事務実施者による地方公共団体情報システム機構への確認等 (規4)</p> <p>② 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合</p> <p>i 書類の提示を受ける場合等</p> <p>「代理権確認書類」 + 「代理人の身元確認書類」 + 「本人の番号確認書類」</p> <p>(令12②一) (令12②二) (令12②三)</p> <p>↳ 戸籍謄本、 ↳ 個人番号カード、 ↳ 本人に係る</p> <p>委任状等 運転免許証等 個人番号カード等</p> <p>(規6①一、二) (規7①) (規8)</p>

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> → 困難な場合 (規 6 ①三) → 代理人が法人の場合 (規 6 ②) → 電話による場合 (規 9 ③) <ul style="list-style-type: none"> → 代理人が法人の場合 (規 7 ②) <ul style="list-style-type: none"> ↳ 困難な場合 (規 9 ⑤) → 困難な場合 (規 9 ①) <ul style="list-style-type: none"> ↳ 財務大臣等の特則 (規 9 ②) → 電話による場合 (規 9 ③) → 特定の個人と同一の者であることが明らかかな場合 (規 9 ④) 	<ul style="list-style-type: none"> → 困難な場合 (規 6 ①三) → 代理人が法人の場合 (規 6 ②) → 電話による場合 (規 9 ③) <ul style="list-style-type: none"> → 代理人が法人の場合 (規 7 ②) <ul style="list-style-type: none"> ↳ 困難な場合 (規 9 ⑤) → 困難な場合 (規 9 ①) <ul style="list-style-type: none"> ↳ 財務大臣等の特則 (規 9 ②) → 電話による場合 (規 9 ③) → 特定の個人と同一の者であることが明らかかな場合 (規 9 ④)
<p>ii (略)</p>	<p>ii (略)</p>
<p>※ (略)</p>	<p>※ (略)</p>
<p>〈参考 2 : 通知カードの廃止に係る経過措置〉</p> <p><u>「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。)</u>の一部施行により、これまで番号確認書類として利用可能であった通知カード(デジタル手続法第4条の規定による改正前の番号法第7条第1項に規定する通知カードをいう。)は廃止された。</p> <p><u>ただし、経過措置が設けられており、個人番号利用事務等実施</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>者が、通知カードの交付を受けている者から個人番号の提供を受けるときは、通知カードの廃止日（令和2年5月25日）以後、当該通知カードに係る記載事項に変更がない場合に限り、従来と同様に、次に掲げる方法により、通知カードを本人確認に利用することができる。なお、当該廃止日前に当該通知カードに係る記載事項に変更があった場合に、市町村長から記載事項の変更の措置を受けていなければ、当該経過措置は適用されない。</u></p> <p>① 本人から個人番号の提供を受ける場合</p> <p><u>「通知カード」 + 「本人の身元確認書類」</u></p> <p><u>(旧法^(注1)16)</u> <u>(旧規^(注2)1①)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> → <u>運転免許証等（旧規1①一、二）</u> <ul style="list-style-type: none"> ↳ <u>困難な場合（旧規1①三）</u> <ul style="list-style-type: none"> ↳ <u>財務大臣等の特則（旧規1③一から四まで）</u> <ul style="list-style-type: none"> ↳ <u>困難な場合（旧規1③五）</u> → <u>特定の個人と同一の者であることが明らかな場合（旧規3⑥）</u> <p>② 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合</p> <p><u>「代理権確認書類」 + 「代理人の身元確認書類」 + 「本人の番号確認書類」</u></p> <p><u>(旧令^(注3)12②一)</u> <u>(旧令12②二)</u> <u>(旧令12②三)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ↳ <u>戸籍謄本、委任状等</u> ↳ <u>個人番号カード、運転免許証等</u> ↳ <u>本人に係る通知カード</u> <u>(旧規6①一、二)</u> <u>(旧規7①)</u> <u>(旧規8)</u> 	

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> → <u>困難な場合</u> <u>(旧規 6 ①三)</u> → <u>代理人が法人の</u> <u>場合 (旧規 6 ②)</u> → <u>電話による場合</u> <u>(旧規 9 ③)</u> <ul style="list-style-type: none"> → <u>代理人が法人の場合</u> <u>(旧規 7 ②)</u> → <u>困難な場合</u> <u>(旧規 9 ①)</u> <ul style="list-style-type: none"> ↳ <u>財務大臣等の特則</u> <u>(旧規 9 ②)</u> → <u>電話による場合</u> <u>(旧規 9 ③)</u> → <u>特定の個人と同一の者であることが明らか</u> <u>な場合 (旧規 9 ④)</u> <p>※ <u>書面の送付により個人番号の提供を受ける場合は、上記で提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならない (旧規11)。</u></p> <p><u>(注 1) 「デジタル手続法」第 4 条の規定による改正前の番号法をいう。</u></p> <p><u>(注 2) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令」 (令和 2 年内閣府・総務省令第 6 号) による改正前の番号法施行規則をいう。</u></p> <p><u>(注 3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令」 (令和 2 年政令第 164 号) による改正前の番号法施行令をいう。</u></p> <p>第 4 - 4 ~ 第 4 - 6 (略)</p>	<p>第 4 - 4 ~ 第 4 - 6 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）</p> <p>(略)</p> <p>(巻末資料) (略)</p>	<p>(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）</p> <p>(略)</p> <p>(巻末資料) (略)</p>